

景観形成重点地区-上杉家廟所地区- 景観形成デザインガイド

平成24年4月13日施行

1 景観形成の方針

上杉家廟所は上杉家歴代藩主の墓所であり、上杉家の歴史を色濃く今に伝える場所として、米沢市ひいては旧米沢藩領であった置賜三市五町の誇りです。

このため、上杉家廟所周辺地区においては、これまでの歴史に敬意を持ち、住民、事業者、行政が協働し、上杉家廟所にふさわしい歴史性が色濃く感じられる美しく魅力のある和風のまちなみづくりを進めていくものとします。

2 景観形成デザインガイドについて

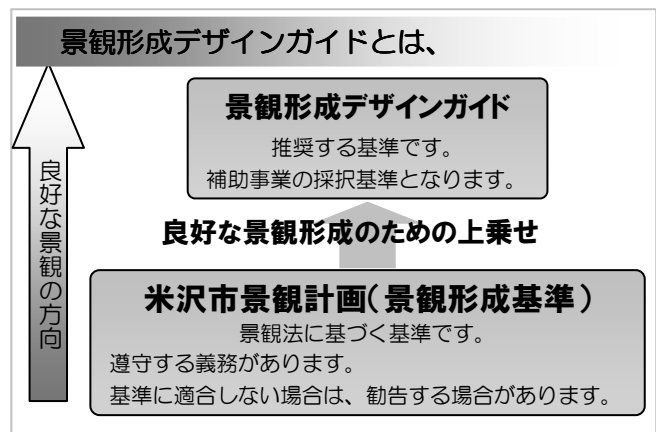
(1) 景観形成デザインガイドの策定

景観形成の方針に基づくまちなみづくりを進めるため、平成11年9月9日届出の「上杉家廟所周辺地区景観形成基準」の一部内容を改訂し、新たに「景観形成デザインガイド」として策定しました。

(2) 景観形成基準とデザインガイド

景観法に基づく米沢市景観計画では、「景観形成基準」を定めており、建築行為等を行う際には「景観形成基準」を遵守することが求められます。

一方で、この「デザインガイド」は、法律等に基づき遵守する基準として定めるものではなく、建築行為等を行う際に配慮する事項を記載したもので、住民の方が利用する「参考書」としての役割を担うものです。また、米沢市景観形成推進事業の採択基準となります。



(3) 景観形成の方法について

良好な景観の形成は、単純に素材、構造等をアップグレードすることではなく、一般的な素材、構造でも位置、形態、意匠、植栽等について周辺と調和を図り工夫することにより、十分に達成できるものです。

また、現在の建物等を今すぐにデザインガイドに沿ったものに改修していただくというものではありません。このため、デザインガイドが目指すまちなみの完成には、10年、20年とかかるかもしれませんが、子々孫々まで上杉の歴史を伝えていくためにも、まず始めることが大切であると考えています。

(4) この基準の適用範囲

この基準の適用範囲は、米沢市景観計画で定める景観形成重点地区のうち上杉家廟所周辺地区とします。

3 デザイン基準

1. 全体として

- (1) 歴史性が色濃く感じられる和風の建物としましょう。

2. 和風の形態意匠

- (1) **外壁**：外壁や窓は、和風となるよう材質や意匠に工夫をしましょう。また外壁の色は、白、うすい灰色、うすい茶色としましょう。
- (2) **高さ**：建物の高さは、10m以下としましょう。(寺院建築を除く。) 10m(3階建て)以上とする場合は、道路側の高さを10m以下に抑え、10mを超える部分は、道路から極力後退して建てましょう。
- (3) **屋根**：切妻か寄棟の形状で、勾配は3/10を基準としましょう。(寺院建築を除く。) また、屋根の色はこげ茶系としましょう。
- (4) **倉庫・車庫**：車庫等を道路側に設置する場合は、木製のシャッターを用いるか、うすい灰色、うすい茶色等の色彩としましょう。

3. 道路との境界

- (1) **建物の位置**：生垣や塀を設置することを前提に、道路境界線から1m以上後退して建てましょう。
- (2) **塀・生垣**：道路との境界には、できるだけうこぎ生垣を設置しましょう。また、塀を設置する場合は、板塀としましょう。
 - ア うこぎ生垣を設置する場合、除雪等のことを考え高さ50cm程度のコンクリート製植栽柵を設置し、うこぎを植えても構いません。
 - イ 板塀を設置する場合、除雪等のことを考え高さ50cm程度のコンクリート製の土台の上に板塀を設置しても構いません。
 - ウ 既存のコンクリート塀やブロック塀は、板で覆い板塀風の意匠とすることが推奨されます。

4. 緑化

- (1) 道路から見えるよう敷地内には樹木や草花を植え、緑化に努めましょう。

5. 建築設備

- (1) エアコンの室外機等は、道路から見て目立たない場所に設置するか、周辺と調和したデザインの目隠し等を施しましょう。

6. 看板・サイン

- (1) 看板は自家広告物（自己の敷地内で名称商標を表示するもの）のみとし、案内広告等は設置しないようにしましょう。
- (2) 看板の大きさは、最小限の大きさとしましょう。
- (3) 広告面に使用する色彩は原色を避け、落ち着いた和風のデザインとしましょう。

- (4) 屋上広告物、壁面平面広告、壁面突出広告、ネオンサイン、イルミネーションは設置しないようにしましょう。
- (5) 上り旗は、市や地区として統一されたものを一定期間のみ設置し、退色、汚損した場合はすぐに取り替えるか撤去しましょう。

7. 駐車場

- (1) 駐車場は、道路から直接自動車が見えないよう、出入口以外は生垣や板塀等で囲うようにしましょう。

8. 自動販売機

- (1) 自動販売機を設置する場合は、落ち着いたデザインのものとし、建物の中に組み込むか、景観に調和するよう外側を囲みましょう。

9. ゴミ集積所

- (1) 自動販売機を設置する場合は、出来るだけ目立たない位置に設置するとともに、落ち着いたデザインとしましょう。



整備後のイメージ図（例示）

4 米沢市景観計画で定める景観形成基準（参考）

景観法に基づき遵守する基準。

区 分		景観形成基準
建築等 (建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更)	形態 意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・大規模な建築物（地上階数5階以上又は建築物の長辺が30m以上）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・和風の落ち着いた外観、意匠とすること。
	色彩	・別途定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。 ・道路及び隣地境界に面する壁面は、周辺との調和に配慮するとともに、可能な限り後退すること。
	緑化	・道路に面する場所や敷地内は花や樹木などにより緑化すること。
建設等 (工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更)	形態 意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀を避け、生垣や板塀などとする。
	色彩	・別途定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。
	緑化	・道路に面する場所や敷地内は花や樹木などにより緑化すること。

この他に、開発行為、土地の形質の変更、土石の堆積等の基準があります。

□ 景観形成重点地区における色彩基準

周辺の景観との調和に配慮するとともに、下表内の色彩を用いること。

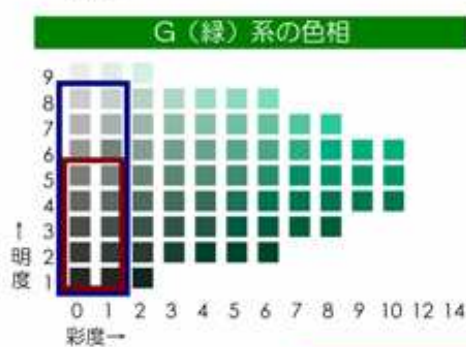
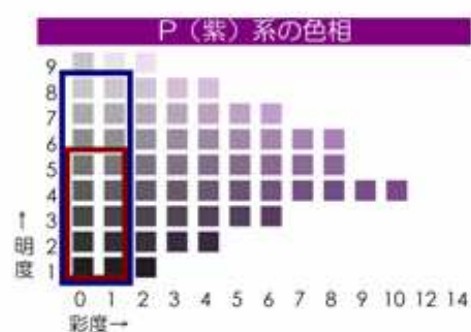
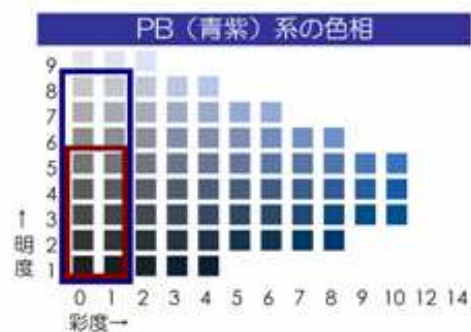
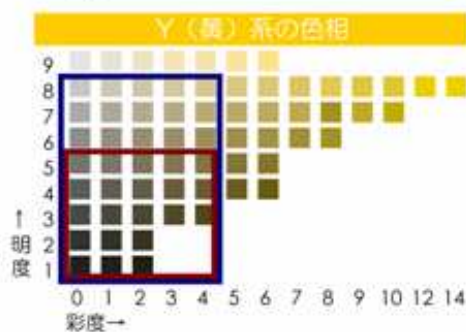
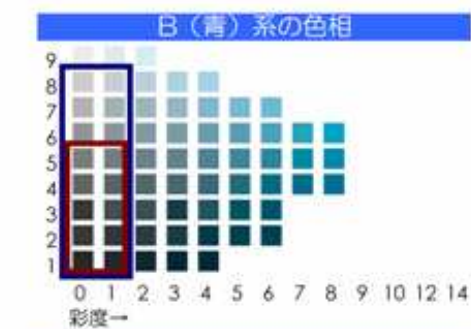
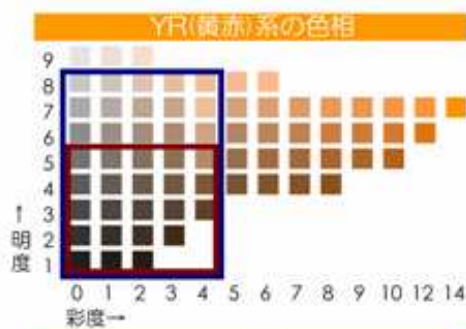
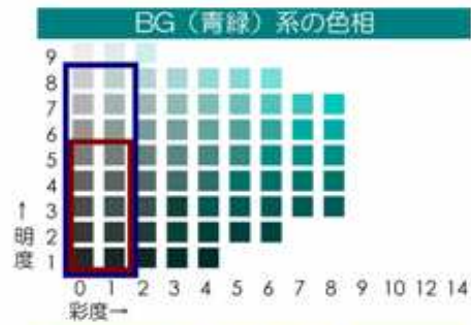
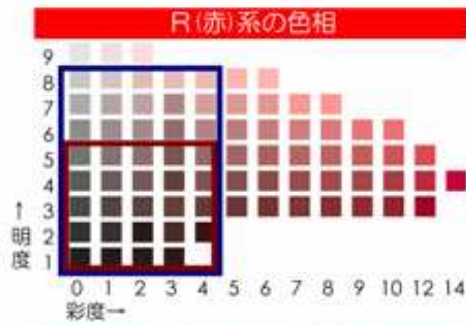
対 象	色 相		明 度	彩 度
建築物の屋根	R系	0. 1R～10R	5 以下	4 以下
	YR系	0. 1YR～10YR		
	Y系	0. 1Y～5Y		
	その他の色相			1 以下
建築物の外壁 及び工作物	R系	0. 1R～10R	8 以下	4 以下
	YR系	0. 1YR～10YR		
	Y系	0. 1Y～5Y		
	その他の色相			1 以下

注1 建築物及び工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で用いる色彩はこの限りでない。

注2 建築物の外壁及び工作物にあっては着色していない木材、石材、土壁等の自然素材によって仕上げられている部分の色彩はこの限りでない。

注3 建築物の建築や工作物の建設を、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りではない。

景観形成重点地区の色彩基準（屋根及び外壁に関する色彩基準）



建築物の屋根

建築物の外壁及び工作物

※ 実際の色彩とは異なる